

◇ 学位論文審査要旨 ◇

渡 辺 千 原

訴訟と専門知

——科学技術時代における裁判の役割とその変容——

審査委員 主査 高 村 学 人
副査 平 野 仁 彦
副査 森 久 智 江

〔論文内容の要旨〕

1 本論文の概要

本論文は、訴訟において科学が問題になる場合、科学の専門家ではない裁判官がいかにか事実を評価し、判断を行いうるか、を問いとして設定し、アメリカの訴訟制度や研究動向を参照しながら、日本の現代型訴訟、医療訴訟、セクハラ訴訟での裁判官の専門家鑑定の援用方法を理論的かつ経験的に分析し、司法制度改革が導入しようとした専門訴訟がどのように実現されたのか、を検証するものである。

2 本論文の構成

本論文は、以下の章から構成されている。

序章 科学技術時代の裁判と専門知

第一部 法廷に立つ科学：日米の経験

第一章 合衆国における科学訴訟の展開

第二章 事実認定における「科学」：合衆国ベンデクティン訴訟からの考察

第三章 裁判と科学の距離：日本における現代型訴訟の展開

第四章 科学的不確実性と裁判：フォーラムとしての裁判の可能性

第二部 訴訟における専門知

- 第五章 専門訴訟パラダイムの問題提起
- 第六章 医療訴訟における専門家と専門知
- 第七章 非専門訴訟における専門的知見の利用と評価
- 第八章 専門訴訟における専門知の導入と手続保障
- 第三部 科学技術時代における裁判と法律家
 - 第九章 ポスト司法改革期におけるプロフェッション概念の可能性
 - 第十章 裁判の専門化と裁判官

なお本論文は、学位請求者の20年間にわたる研究をまとめたものであり、2018年2月に日本評論社から単著として公開されている。

3 本論文の内容

序章では、科学技術時代において科学の専門家ではない裁判官がどのように科学を評価、判断できるのか、という本論文の問いが日本の裁判例と関連づけて説明される。

第一部では、この問いにつきアメリカと日本でどのように議論されてきたのかが比較される。第一章、第二章では、アメリカでの薬害訴訟であるベンデクティン訴訟での鑑定用の用いられ方、裁判所が判決で提示した科学へのヒューリスティックな判断枠組の是非が検討され、論証のパーツとなる個別の証拠の科学的厳密性だけでなく、全体のストーリーとしての説得性を重視した判決の判断枠組を評価できるとしつつも、アメリカの当事者対抗型の訴訟制度が科学者による鑑定に党派性をもたらしてしまうことが指摘される。第三章では、逆に日本では、裁判官が科学を適切に評価できるという点がなぜ問題とならなかったのかが考察され、公害訴訟で疫学的因果関係論がその科学的妥当性がさほど問われることなく、救済を重視する形で取り入れられたことにその要因が求められる。他方、第四章では、原発訴訟等のように科学にも不確実性と多大なリスクが伴うことが明らかとなってきたため、科学技術社会論で考案されたコンセンサス会議に倣った審理方法を裁判所が取り入れる必要が論じられ、医療過誤訴訟において複数の専門家を招き、法廷で議論させるカンファレンス鑑定の方法に展望が見出される。

第二部では、日本の裁判でどのように科学が扱われているかが検証される。第五章では、司法改革で裁判所も専門訴訟に対応できることが求められ、医療過誤訴訟では医療関係者との協働が進展したことが示される。第六章では、医師の提出した

鑑定が裁判官によってどのように扱われたかが分析され、裁判官が法の境界と法専門職としての管轄権を維持するために判決で鑑定をあえて引用していないという見方が提示される。第七章では、セクハラ訴訟で行われるフェミニストカウンセリングの可能性が論じられ、第八章では、民事訴訟法学での手続保障論と先のカンファレンス鑑定の目指すものが重なり合うことが指摘される。

第三部では、司法改革が裁判所に対して専門訴訟への対応を求めたが、実際には、どうであったかが検証される。第九章で司法改革期にプロフェッション概念がどのように用いられたかを確認した後、最終章となる第十章では、大都市の裁判所に設置された医事集中部がカンファレンス鑑定のみならず、医師への鑑定依頼もあまり行っていないことが示され、その理由は、裁判官が他の専門職に頼らずとも自ら判断できるという姿を自らのプロフェッション・モデルとし、その管轄権を維持しようとした点に求められること、このような裁判所の姿勢は、専門訴訟や科学への適切な対応ではないことが本論文全体の結論として提示される。

〔論文審査の結果の要旨〕

1 本論文の特徴

本論文では一貫して職業社会学の Abbott の専門職間の「管轄権の争い」というフレームに依拠しながら分析が進められ、各章の内容もこれに基づき初出論文を大幅に改訂・再編成した形が取られており、体系性ある内容となっている。

民事訴訟における裁判官の科学の扱い方を論じた初の研究書であり、法の最も中核にあたる裁判官の思考・判断枠組に、他の専門知をどのように組み入れるかという視点から新たにアプローチした点に高い独創性が認められる。司法制度改革が導入しようとした専門訴訟が医事訴訟においては、裁判官による専門家鑑定の低利用という形で実現しなかったことを明らかにしたのも独自の知見であり、高く評価できる。

2 本論文の評価

【1】 研究課題とその意義の明確性：研究課題とその意義が明確に示されているだけでなく、その意義づけに説得力がある。

【2】 研究方法の適切性：研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられており、当然引用されるべき先行業績が全て引用されており、不適切な点はない。

【3】 叙述内容の論理性および体系性：章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題はない。

【4】 研究内容の独創性：前述のように本論文は、この分野における初の体系的な研究書であり、学術的な意味において独創性が認められ、当該分野の学界において当該テーマに関するパイオニアとなる業績として高評価を得ることが予想される。

【5】 研究内容の国際性：英語文献の引用が相当数みられ、研究課題を国内外の議論の中から明らかにしようとしており、全ての箇所ですべての引用の趣旨が明確である。当該分野に関する業績として一定の普遍性を有しており、国際的な関心を呼び起こすことが予想される。

以上より総合的に判断して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、本学学位規程第18条第2項により、博士学位を授与することが適当と判断した。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は2018年12月21日15時から17時まで、立命館大学衣笠キャンパス 学而館2階第2研究会室において行われ、活発な質疑が行われた。そこにおいては、法社会学としての方法、法と法専門職、裁判と社会の関係、刑事法学との相違、事実の解釈方法の妥当性、裁判官が鑑定を用いることが少ない実務的理由など、本質的問題をめぐって質疑応答が行われた。学位請求者は、いずれの点についても本論文で示された知見にもとづき的確な応答を行い、その優れた研究能力が確認された。

学位請求者は、本学法学部教授として学部および大学院にて法社会学等の科目を担当しており、またその研究業績は、学会でも高く評価されている。

本論文での豊富な英語文献の読解に加え、学位請求者は、国際学会での英語による研究発表もコンスタントに行っており、十分な外国語能力を有することが確認された。したがって、本学学位規程第25条第1項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上をもって、審査委員会は全員一致で本学学位規程第18条第2項に基づき、本学位請求者に対して、「博士（法学 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断した。